

「i-フィルター for Android」 サービス利用規約

「i-フィルター for Android」 サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、デジタルアーツ株式会社（以下「デジタルアーツ」といいます。）が提供する「i-フィルター for Android」（以下「i-フィルター」といいます。）を第1条に規定する会員（以下「会員」といいます。）が利用するにあたりその利用条件を定めたものです。

「i-フィルター」サービスの利用申し込みをもって、本規約の内容を承諾いただいたものとみなします。

本規約は、ご利用開始前に、会員とデジタルアーツとの間でなされたすべての協議、合意、説明または一方から提供された資料に優先します。

また、本規約のいずれかの規定が無効または違法であっても、本規約のほかの規定はなんらの影響を受けることなく有効となります。

本規約に基づくデジタルアーツの権利は、デジタルアーツが行使しない場合、または行使が遅れた場合であっても、権利を放棄したものではありません。本規約の内容は、必要に応じて変更することがありますので、ご利用の際には本ページまたはデジタルアーツに代わってサービス案内を行う第三者のウェブサイトに掲載されています最新の「i-フィルター」使用許諾契約をご参照ください。

第1条 会員の定義について

本規約における会員とは、デジタルアーツに対し「i-フィルター」サービスの提供を希望して入会を申し込み、デジタルアーツがこれを承認して会員として登録した個人、法人または団体をいいます。

第2条 会員の承認について

デジタルアーツは、別に決められた方法で入会申込を受け付け、必要な審査、手続等を行った後に入会を承認します。

入会に必要な審査、手続等が完了するまでは、入会申込をした方（モニター対象者となる者を含み、以下「お客様」といいます。）は、デジタルアーツが別に定めた機能を、本規約にもとづいて利用することができます。但し、このことはデジタルアーツが入会を承認したこととはみなされません。

第3条 「i-フィルター」サービスについて

「i-フィルター」サービスの利用は、日本国内に限るものとします。

デジタルアーツはインターネット上の情報を独自のカテゴリに分類し、会員自身が閲覧にふさわしくないと判断し選択するカテゴリに含まれる情報の閲覧を遮断するフィルタリン

グサービスを提供しております。

「i-フィルター」サービスには、将来、さまざまなサービスを追加したり、または変更、削除したりすることがあります。

デジタルアーツは、サービスの内容や確実な提供、アクセス結果等につきましては一切保証しておりません。

第4条 インターネット環境

会員には、自らの責任と費用でインターネット接続に必要な機器やプログラム、通信手段等（以下「インターネット接続機器」といいます。）をご用意いただき、それらを適切に設置、操作いただく必要があります。

デジタルアーツは、インターネット接続機器の準備、操作方法及び利用による損害等については一切関与いたしておりません。

第5条 プログラム使用許諾について

デジタルアーツは、会員及びお客様（以下あわせて「会員等」といいます。）が「i-フィルター」サービスを受けるに際して利用するプログラム（以下「本プログラム」といいます。）の使用条件を次の各号に定めます。

(1) デジタルアーツは、本プログラムの著作権を有しています。本プログラムについて会員等には、ダウンロードによっても本契約中で許諾された本プログラムの使用权以外はなんらの権利も発生しません。

(2) デジタルアーツは、会員等が本規約記載の内容に従うことを条件に、会員等に対し、本プログラムを日本国内において利用する非独占的、譲渡不能かつ再許諾不能な使用权を許諾します。

(3) 会員等は、デジタルアーツから事前の文書による承諾を受けた場合を除いて、本プログラムの全部または一部を複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、使用許諾しないことに同意するものとします。

(4) 会員等は本プログラムを改変、二次利用したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブル等の方法でソースコードを解読しないことに同意するものとします。万一、会員等の改変、改造等により、本プログラムに何らかの欠陥や障害が生じた場合、デジタルアーツは一切の責任を負いません。

(5) 本プログラムの使用許諾は、「i-フィルター」サービス提供が終了した場合、ただちに終了します。この場合、会員等は保有している本プログラムの複製物をすべて消去しなければなりません。

(6) デジタルアーツは、会員等の本プログラムの使用により、会員等または会員等以外の第三者にビジネス機会の喪失、信用の損失、業務の中断、コンピュータの誤動作または機能

障害を含むいかなる種類の結果的、特別的、派生的または間接的な損害が生じても、契約責任、不法行為責任その他いかなる法的責任を負いません。たとえ、デジタルアーツが損害の発生の可能性について示唆されていた場合、あるいは予見し得た場合でも同様とします。

(7) デジタルアーツは、本プログラムの性能及び機能が会員等の使用目的に合致していること、本プログラムに欠陥がないこと、その他本プログラムに関する一切の保証も致しません。

第6条 会員特典について

デジタルアーツは、お客様が会員として承認された時点で「デジタルアーツクラブ」についての会員契約を行ったとみなして、本ソフトウェア製品に関する保守サポート等の会員特典（以下「会員特典」といいます。）を提供します。なお、保守サポートの詳細は、<http://www.daj.jp/cs/support/>をご覧ください。

会員に対する会員特典の提供は、別途デジタルアーツと業務委託契約及び個人情報保護に関する秘密保持契約等を締結した第三者により提供される場合があることに会員は同意するものとします。

会員は、会員契約期間が終了する以前にデジタルアーツが定める手続きに従い、デジタルアーツから会員に提供されるシリアル ID（以下、「シリアル ID」といいます。）毎に会員契約を更新することによって、継続して会員特典を受けることができるものとします。

会員特典の提供期間中に本契約が解除された場合及びデジタルアーツの責によらない理由のために本契約の継続が不可となった場合には、理由の如何を問わず、会員特典の提供に対して支払われた対価（以下「会費」といいます。）は会員に返還されないものとします。

年額版のご利用にあたって初年度会費の 10%、更新会費の 20%を会員特典の充実にあてるものとします。

本条第 1 項及び同第 3 項に関わらず、保守サポートは、「i-フィルター」発売後、2 回目のメジャーバージョンアップが行われた日から 1 年後に終了します。

第7条 料金について

「i-フィルター」サービス利用に関する料金（以下「料金」といいます。）については、<http://www.daj.jp/cs/purchase/>または家電量販店やインターネットサービスプロバイダ等、デジタルアーツに代わってサービス案内を行う第三者による料金案内をご覧ください。なお、一度支払われた料金は、理由の如何を問わず会員に返還されないものとします。

会員による料金の支払いがクレジットカードによる場合、会員は各クレジットカード会社の会員規約に従うものとします。

月額版を利用する会員が、デジタルアーツ所定の期日までにデジタルアーツ所定の解約手続を行わなかった場合には、本契約は同内容にて 1 か月ごとに自動的に更新されるものとし、更新月の料金の支払義務が発生します。

年額版を利用し、料金の支払いをクレジットカードで行う会員が、使用許諾期間の経過前にデジタルアーツ所定の方法により自動更新手続を完了した場合、本契約は同内容にて1年ごとに自動的に更新されるものとし、更新年の本ソフトウェア製品の利用料金の支払義務が発生するものいたします。

年額版を利用する会員が所定の手続により月額版への移行を行った場合には、当該更新時点から第3項の適用を受けるものとします。

月額版を利用している会員が、デジタルアーツ所定の期日までにデジタルアーツ所定の解約手続を行わなかった場合、または、第4項により年額版の利用について自動更新の手続を完了させた会員が、使用許諾期間の経過前にデジタルアーツ所定の方法により当該自動更新の設定を解除しなかった場合は、更新月または更新年の料金について自動的にクレジットカード決済が行われるものとします。

第8条 入会をお断りする場合について

デジタルアーツは、審査の結果、お客様が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その方の入会を承認しないことがあります。デジタルアーツが入会の不承認を決定するまでの間に、お客様がサービスを利用したことにより発生する利用料は、お客様の負担とし、お客様はデジタルアーツからの請求に対してただちに銀行振込にてお支払いいただくものとします。

- (1) お客様が実在しないこと。
- (2) 入会申込をした時点で、過去に会員契約の違反等で除名処分を受けたことがあること。
- (3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。
- (4) 入会申込をした時点でサービスの利用料金の支払を怠っていることまたは過去に支払を怠ったことがあること。
- (5) 入会申込の時にデジタルアーツが定めるお支払い回収代行会社から、お客様との代金回収契約の締結を拒否あるいは解約になった場合があること。
- (6) お客様が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと。
- (7) デジタルアーツの業務の遂行上または技術上支障があるとき。
- (8) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力との関係が認められるとき。

第9条 変更内容の通知について

「i-フィルター」の会員は氏名等の登録内容に変更があったときは遅滞なく、デジタルアーツの定める手段で変更内容をご通知ください。なお、内容変更の通知がないことにより会員

に生じた不利益については デジタルアーツは一切責任を負いかねます。

第 10 条 「i-フィルター」サービスの停止について

デジタルアーツは次の理由によって、「i-フィルター」サービスを一時的に停止する場合があります。デジタルアーツは、理由の如何を問わずサービスの停止に起因して会員が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

(1) 「i-フィルター」サービス設備の保守のためまたは工事の都合で停止する必要がある場合。

(2) 天災地変、事故等によりサービスの提供ができなくなった場合。

(3) その他、「i-フィルター」サービスの運用上あるいは技術上、「i-フィルター」サービスの一時的な中断を必要とした場合。

第 11 条 「i-フィルター」サービスの終了について

デジタルアーツは、営業上、技術上その他の理由により、「i-フィルター」サービスを終了することがあります。この場合、デジタルアーツは、一定の予告期間をもって、会員に対し、本サービスのウェブサイトにてその旨通知するものとします。

デジタルアーツは、理由の如何を問わず「i-フィルター」サービスの終了に起因して会員が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第 12 条 シリアル ID、お取引 ID 及び管理パスワードの管理責任

会員はデジタルアーツから本件サービスを利用するために必要なシリアル ID、お取引 ID 及びパスワード（以下「シリアル ID 等」）の発行を受けた場合、「i-フィルター」を利用するためにのみ当該シリアル ID 等を使用するものとし、当該シリアル ID 等が第三者（本件サービスを利用する権限のない会員の従業員を含みます。以下、本条において同じ。）に開示又は漏洩することがないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

会員の責めに帰すべき事由により、シリアル ID 等が第三者に開示または漏洩し、当該第三者がシリアル ID 等を用いて、本件サービスを利用した場合、会員による利用とみなします。前項の第三者による利用に関し、会員に損害が生じた場合であっても、デジタルアーツは、一切の賠償責任を負いません。

会員は、会員に付与されたシリアル ID 等の流出、並びに会員に付与されたシリアル ID 等を用いた第三者による本件サービスの不正利用（不正アクセス、情報の窃取、クラッキング等）につき全ての責任を負うものとし、万が一かかる原因により第三者からデジタルアーツに対して何らかの請求がなされた場合には、会員は、これによりデジタルアーツが蒙った一切の損害（信用毀損を含む）、費用（弁護士費用等の防御費用と損害拡大を防止しデジタルアーツに対する社会的信頼を維持するための措置に要した費用を含む）を負担するものと

ものとし、第三者からデジタルアートに対する裁判外または裁判上の請求があった場合には、デジタルアートはこれにより予想される損害、費用等の合理的な見積り額を、会員に対して予め請求することができるものとし、

会員は、シリアル ID 等が第三者に流出し、または不正に使用されたことを発見した場合、ただちにデジタルアートにその旨を通知し、且つ不正使用防止措置を講じなければならないものとし、会員が不正使用を防止するために十分な措置を講じることができないと判断した場合には、デジタルアートは会員に対する本件サービスの提供を中止することがあります。

シリアル ID 等が外部に流出し、且つ管理パスワードの変更によっては本件サービスの会員以外による不正利用を防止することができないと判断する場合にはデジタルアートは当該シリアル ID 等を失効させることができるものとし、

第 13 条 補償

会員による「i-フィルター」サービスの利用、会員の本契約違反もしくは会員による第三者の権利侵害に起因または関連して生じたすべてのクレームや請求については、会員の費用と責任で解決するものとし、

当該クレームや請求への対応に関連してデジタルアートに費用が発生した場合または賠償金等の支払いを行った場合については、会員は当該費用及び賠償金等（デジタルアートが支払った弁護士費用を含みます）を負担するものとし、

第 14 条 フィルタリングの効果

デジタルアートは、インターネットのフィルタリングの結果について一切責任を負いません。デジタルアートは、インターネットの内容を独自に判断してカテゴリ分類を行い、会員によって判断し選択されたカテゴリに含まれる情報の閲覧を遮断いたします。

第 15 条 確認、禁止事項等

会員は以下の事項を認識しなければなりません。

(1) 会員が送信（発信）したものを除き、「i-フィルター」に含まれているコンテンツ、個々の情報（データ）及び情報（データ）の集合体に関する財産権はデジタルアートに帰属しています。

(2) 会員は、「i-フィルター」サービスの利用権を、譲渡、担保として提供及び再販売しないことに同意するものとし、

(3) 会員は、「i-フィルター」サービスへの不正アクセス、または「i-フィルター」を用いた不正アクセスを行わないこととし、

(4) 会員が本契約に違反した場合には、当該違反行為をデジタルアートが差し止める権利

及び当該行為によって会員が得た利益相当額をデジタルアーツが請求することができる権利を有することに、会員はあらかじめ承諾するものとします。

(5) デジタルアーツは、書面または電子メールにより事前に会員に通知することを前提に、会員の本契約の遵守を確認する為に会員に対し定期的な監査を行う権限を有することとします。

第16条 無保証

「i-フィルター」サービスに関しては、デジタルアーツは下記について一切保証しておりません。

- (1) 情報のカテゴリ分類が会員の希望を満たすこと。
- (2) サービス提供に不具合やエラーや障害が生じないこと。
- (3) サービスから得られる情報等が正確なものであること。
- (4) 不具合やバグが修正されること。
- (5) 第三者の権利を侵害しないこと。
- (6) あらゆる環境において動作すること。
- (7) 動作環境として明示されている環境下において、永続的にサービス提供が行われること。

第17条 解除

デジタルアーツは、会員が本契約に違反した場合には、本契約を守っていただくように書面（メールを含みます）による催告を行い、相当期間経過後も改善されない場合、本契約を解除することができるものとします。

前項にかかわらず、会員に以下の各号の一にでも該当する事由が生じた場合、デジタルアーツは、ただちに本契約を解除いたします。

- (1) 虚偽の事項の通知、会費を支払わない等本契約を継続し難い重大な契約違反又は背信行為があった場合。
- (2) サポート窓口に対し正当な理由もなく長時間の電話をすること、同様の繰り返し電話を過度に行うこと、不当な義務の強要、威嚇、脅迫をもってデジタルアーツの業務に支障をきたした場合。
- (3) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行った場合。
- (4) 資産、信用、営業、組織、体制に重大な変化が生じ、本契約に基づく義務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合。
- (5) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力との関係が認められる場合。
- (6) その他、本契約を継続することが困難と認められる相当の事情が生じた場合。

第 18 条 賠償責任の制限

会員は、「i-フィルター」サービスを利用したこと、または利用ができなかったこと、その他「i-フィルター」サービスに関連する事項に起因または関連して生じた一切の損害について、デジタルアーツは一切の責任を負わないこととします。

第 19 条 情報の取得について

会員が「i-フィルター」サービスの利用に際し入力した情報及び「i-フィルター」サービスの利用状況（検索ワード、アクセスログ、遮断された情報の URL 等を含みますがそれらに限定されません。）は、デジタルアーツの Web サーバへ送信されます。デジタルアーツは、当該情報を入力した会員へのサービス提供及び個人情報と関連付けない形でのマーケティング分析のために利用します。個人情報の取扱いに関する詳細は、<http://www.daj.jp/privacy/>をご覧ください。

会員は本ソフトウェア製品が接続しているインターネット接続機器の利用者（以下「利用者」といいます。）の承諾を得た上で、当該利用者に関する個人情報及び通信内容を取得・閲覧等することができるものとします。前記の利用者による承諾の有無によらず、デジタルアーツは、会員による利用者の個人情報及び通信内容の取得・閲覧等に起因して会員と利用者間に発生する紛争に関して一切の補償を行いません。会員は、当該紛争を自らの責任及び負担において処理解決するものとし、デジタルアーツに何らの迷惑も及ぼさないものとします。また会員による利用者の個人情報及び通信内容の取得・閲覧等に起因してデジタルアーツと利用者間に紛争が生じた場合、会員は紛争の解決のためにデジタルアーツの要請に応じデジタルアーツに協力するものとします。

第 20 条 準拠法、裁判管轄

本契約の準拠法は日本法とします。また、「i-フィルター」又は本契約に関連してデジタルアーツと会員の間で生じた紛争については東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。